

北海道地球温暖化防止対策条例の見直しについて

1. 考え方

- 現条例では、各主体の責務のほか、**道の取組、事業活動**に関するCO2排出量の報告などの**義務規定**、**道民生活**における**低炭素な取組**の促進などを規定
- 今般の温対法改正、道や国のゼロカーボン宣言など条例制定後の国内外の**脱炭素の動きの加速化を踏まえて、所要の改正**を検討

2. ポイント

(1) 平成21年の条例制定後初となる全体的な見直し

⇒ **低炭素から脱炭素（ゼロカーボン）への転換**

(2) 2050年ゼロカーボンをオール北海道で推進するための基本的な規範づくり

- ① 道民・事業者・市町村と共有したい**理念やめざす姿**
(再エネや森林吸収源などの最大限の活用、環境と経済・社会の発展の両立)
- ② ゼロカーボン北海道を牽引する**道の基本施策**
- ③ 各主体に理解と協力を求める**ライフスタイル**や**事業活動**
- ④ 脱炭素と**地域経済の活性化**を同時に実現
- ⑤ **適応施策**

3. 進め方

- **昨年10月に審議会に諮問**し、排出事業者向けアンケートや若者との意見交換を実施
- 今後、業種別事業者アンケート、団体・市町村との意見交換やパブコメなど**丁寧な議論**を行い、幅広くご意見を伺いながら、道議会での議論を経て、**R4年度中の改正**に向け検討